

事業系でも先進的だった！ 多摩地域のごみ減量対策

ごみ減量資料室代表・東洋大学名誉教授 山谷 修作

2019年2月に全国の主要200市（人口約12.6万人以上）に対して事業系ごみ対策アンケート調査を実施し、172市から回答を得た。この調査の主な内容は、多量排出事業者指導や搬入ごみ検査などの規制プログラム、認定や表彰など奨励的プログラム、それに処理手数料の値上げに伴うごみ減量効果に関するものであった。

この調査結果のとりまとめから、事業系ごみ分野で様々な手法が展開され充実・強化が図られていること、多摩地域の事業系ごみ減量対策が全国的に見て際立って先進的であることを確認できた。

なぜ事業系ごみの減量化か

ごみ排出総量は全体の7割を占める生活系ごみの継続的な減量により右肩下がりの傾向で推移してきたが、事業系ごみにつ

いては直近で統計のとれる2018年度までの8年間減量が進まず横ばい傾向にある。

【図1】はこの10年間の一般廃棄物排出量の推移を、生活系ごみ、事業系ごみ、総計について2008年度の排

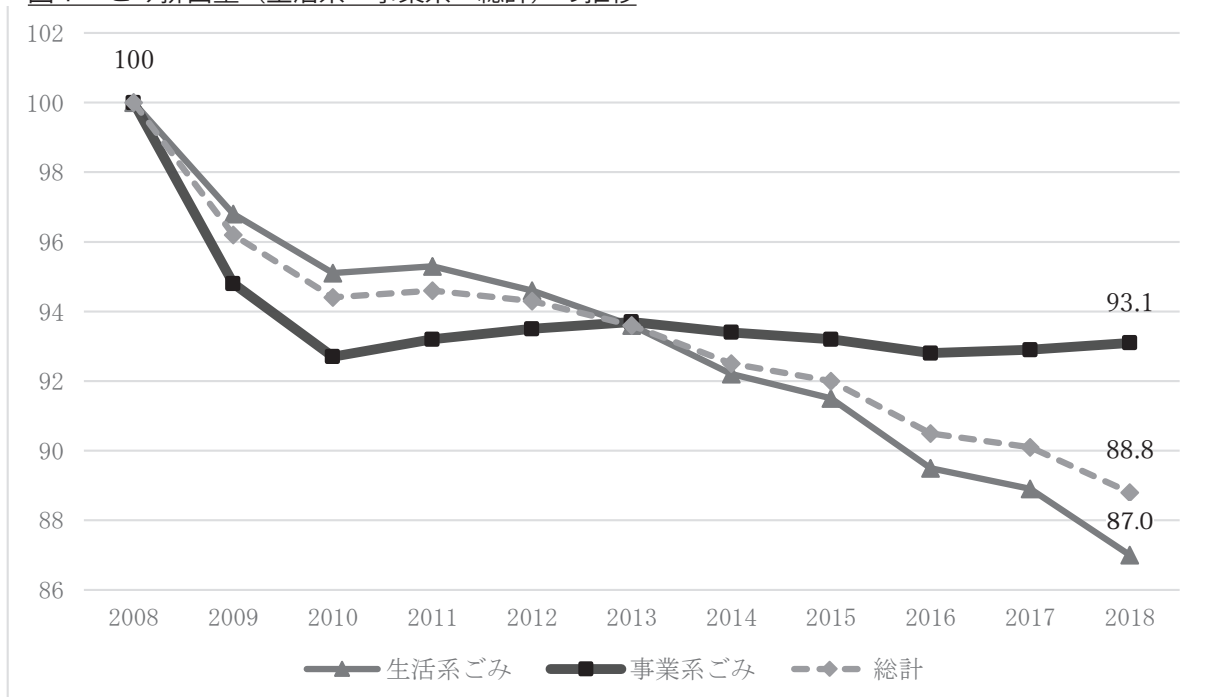
出量を100として指数化したものである。2018年度の指数は生活系ごみの87に対し、事業系ごみは93にとどまる。ごみ総量の削減には、事業系ごみの減量対策が欠かせない。

多量排出事業所指導の実施状況

事業系ごみを多量に排出する大規模な事業所については、廃棄物処理法と各市の廃棄物条例に、減量計画書の提出、廃棄物管理責任者の選任などを義務づける規定が置かれている。近年、地方自治体は法令の改正も伴って、多量排出事業所に対する指導の充実・強化に乗り出すようになった。指導の対象とする事業所の範囲についても、大都市を中心として拡大する動きが見られる。

減量計画書は、ごみの品目別の発生量や資源化量の前年度実績、本年度の減量計画量、それに各品目の回収業者名と最終持込先も付けて、前年度の実績の振り返りと本年度の減量・資源化の取り組み目標を示した書面である。事業所サイドは所内のごみ管理に用いることができ、

図1 ごみ排出量（生活系・事業系・総計）の推移



注) 生活系ごみ、事業系ごみ、総計について2008年度の排出量を100として指数化。

(出所) 環境省「一般廃棄物処理実態調査」各年度版。

自治体の方は提出を受けた書面をデータベース化するなどして、事業所指導に活用している。

事業所内でごみの管理を担うのが廃棄物管理責任者である。その職務として、廃棄物の実態把握、減量資源化のための具体的計画の立案と進行管理、社員・テナントの啓発などを行う。

筆者のアンケート調査において、廃棄物管理責任者の選任や減量計画書の提出などを求める多量排出事業所指導制度を運用しているか尋ねたところ、回答全市の68%にあたる117市が運用していると答えていた。

人口区別に制度の運用状況を確認すると、人口規模が大きい都市ほど実施率が高くなっていった。大規模な都市における事業系ごみ対策の必要性の高さ、制度の運用にさける人員の余裕度といった要因がその背後にあるとみられる。

搬入物展開検査の実施状況

自治体は焼却施設において、搬入車両に積み込まれたごみをダンピングボックスや検査機に落とさせ、鳶口で破袋して受入

基準に適合しないごみがないか検査することがある。これが展開検査である。

展開検査において最も多くあぶり出される違反ごみについて、最も多かった回答(2つまで回答可)は「廃プラスチックや金属、ガラスなど産業廃棄物」で135市、次いで「資源化できる紙類」の101市であった。

搬入違反があった場合の対応については、回答市数(複数回答可)が最も多かったのは「許可業者に違反ごみを持ち帰らせることもある」で126市、次いで「許可業者を通じて注意内容を排出事業者伝えてもらう」の98市、「許可業者の車両運転者に口頭注意するにとどめる」の82市、「許可業者に注意文書を交付する」の74市と続き、「許可業者からの聞き取り調査により排出事業者を特定して、市が排出事業者を指導する」との回答も65市からあった。展開検査の結果をきめ細かな排出指導に結びつけていることが窺えた。

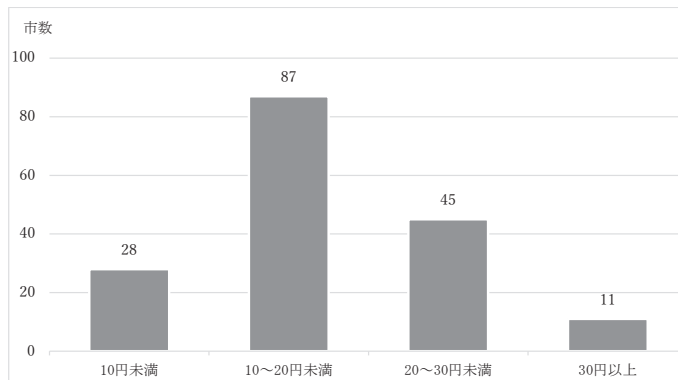
条例の規定を踏まえ、「搬入違反が改善されない場合、搬入禁止措置をとることもある」も36市あった。近年における条例の改正による搬入規制強化の動きが反映されていた。

事業系ごみ搬入手数料の水準

事業系ごみ搬入手数料の価格帯別市数を【図2】で確認しておこう。全国的にみると、1kgあたり単価を10円台に設定する市が約半数を占めている。30円以上の高い手数料を設定する11市の内訳は、10市が東京多摩地域、1市が千葉県の市であった。手数料水準20円台45市の

内訳をみると、埼玉県、千葉県、神奈川県など関東地方の市が36市を占め、中部地方にも5市ある。西日本では10円前後に価格設定する市が多い。事業系ごみ手数料については、「東高西低」が顕著である。

図2 事業系ごみ搬入手数料の価格帯別市数



(出所) 筆者の全国主要都市アンケート調査(2019年)

手数料が処理原価を下回る理由

搬入手数料は、焼却処理と最終処分にあつたる運搬費や人件費、減価償却費を含む総原価をベースにするのが基本である。しかし一部の自治体では、減価償却費や起債利子など間接的な費用を除く直接経費に基づく手数料設定が行われている。また、総原価を算定しても、その一定比率を排出事業者の受益者負担率として決めて、手数料で回収する自治体も多い。

受益者負担率を決定する要因として、区域内の中小企業の育成・振興や手数料水準の激変緩和への配慮が働きやすい。受益者が負担しないコストは自治体の財政負担となる。搬入手数料は、廃棄物処理法が定める「排出事業者処理責任の原則」に基づいて、間接費を含む総原価をフルに反映した水準に適正化することが望ましい。

食品リサイクルをにらんだ戦略的な手数料設定を

全国の主要都市に、近隣の民間食品リサイクル施設の受入れ料金単価(円/kg)を回答してもらった。紙幅の都合でその一覧を掲載できないが、東京都の市区からの回答のみ【表1】(次ページ)に示す。

回答市近隣の食リ施設の受入れ料金単価の中央値は22.5円/kgであった。今回のアンケート調査回答172市の中で食リ施設受入れ料金単価の中央値以上の手数料単価を設定する市の数は28市にとどまる。

2019年に策定された食品リサイクル法基本方針では、自治体の事業系ごみ搬入手数料について、処理原価相当を徴収することが望ましいとした。今後、全国の自治体が食りをにらんだ戦略的な手数料設定に踏み込むことを期待したい。全国の自治体の手数料水準が底上げさ

れば、食事業の採算が向上し、不足している施設の整備への誘因が働く、という好循環が見込める。

表1 近隣の民間食品リサイクル施設の受入れ料金（東京都内）

市区	料金 (円/kg)	処理方法
特別区	40	堆肥化、飼料化
立川市	35	バイオガス化
武蔵野市	平均 29	堆肥化、飼料化、バイオガス化
西東京市	27	堆肥化

注) 資源化方法の違いなどによる値幅での回答は平均値に換算表記。
(出所) 図2と同じ。

手数料値上げの減量効果

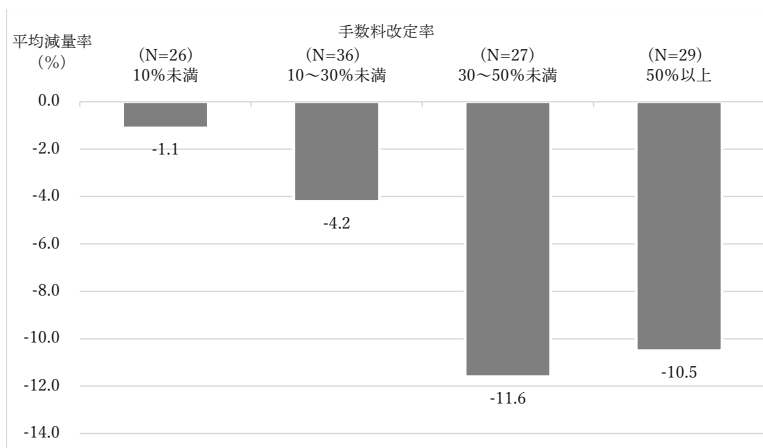
手数料値上げの減量効果については、有効回答の集計分析の結果、【図3】に示すように、手数料値上げ率が30%以上と高い56市の平均をとると、11%の減量効果が出ることを把握できた。10～30%未満の値上げ率では、36市の平均をとると4%の減量効果にとどまる。

また、10%未満の値上げ率となると減量効果は26市の平均でわずか1%にとどまる。この水準の値上げでは、ほとんど減量効果が出ないことが判明した。

一方、極めて大きな減量効果が出たケースについて、個別ヒアリングで取り組みの内容を把握した。これらの都市に共通するのは、①手数料の値上げ幅が大きいだけでなく、②手数料値上げと併用して搬入ごみの展開検査、大規模事業所指導など規制プログラム強化に取り組んだことであった。

この調査から、地方自治体の取り組みとして、事業系

図3 手数料値下げ改定率別の事業系ごみ減量効果



(出所) 図2と同じ。

ごみ処理手数料について処理原価をきちんと反映した水準に適正化すること、収集運搬許可事業者や自己搬入排出事業者の搬入ごみを検査し指導すること、排出事業所に対する分別やごみ減量の啓発・指導を充実させることなど、各種手法を適切に組み合わせた総合的な施策の組み立てが事業系ごみの減量を推進する上で重要であることを把握できた。

多摩地域の事業系ごみ搬入手数料と値上げの減量効果

【表2】(次ページ)は、多摩26市の1kgあたりの事業系ごみ搬入手数料の一覧である。

1kgあたり40円以上の手数料水準が10市あり、26市の1kgあたり手数料の平均は約36円になる。手数料の水準は処理原価にかなり近いものとなっている。

【表3】(次ページ)は、近年手数料を値上げ改定した9市の改定年月、改定価格、改定前後の事業系ごみ量、減量率を示す。武蔵野市の34%減をはじめ、すべての市で2桁%の大きな減少となっている。

手数料の値上げにより、資源化することの経済的負担の障壁が低くなって、紙類、厨芥類など、減少したごみの大部分はリサイクルルートへ流れたとみられる。

奨励的手法を組織的取組の促進に活用

多量排出事業者を対象とした奨励的プログラムとして、減量や資源化の奨励を狙いとした認定・表彰制度の運用が行われるようになってきた。

奨励的手法は、規制的手法や経済的手法とうまく組み合わせれば、自治体の事業系ごみ減量対策の効果を高めることができるとみられる。

分別の徹底など優れた取り組みによってごみ減量に大きな成果を上げた事業所に対して、表彰や認定の制度を設けて顕彰することは、やる気を引き出せて有益である。認定や表彰を受けることで、事業所の環境意識が高まり、社会的なイメージアップにもつながる。筆者のアンケート調査では、全回答のおよそ2割にあたる市が優良事業所に対する認定・表彰制度を設けていた。紙幅の制限により、多摩地域の制度のみ【表4】(次ページ)に示す。

認定・表彰制度は立入調査とリンクしている。市内の審査委員会が事業所に立入調査を行い、減量チームなど組織ぐるみの推進体制、排出量の減少や資源化率上昇などの実績、分別の状況などの審査要件を確認した上で、優良事業所を選定する。

市が優良事業所の具体的な取り組みをホーム

表2 多摩市26市の事業系ごみ搬入手数料（2020年4月現在）

手数料水準 (kgあたり)	市数	市名
42円	7	稲城市、狛江市、府中市、国立市 日野市、国分寺市、小金井市
40円	3	立川市、武蔵野市、あきる野市
38円	3	東久留米市、西東京市、清瀬市
35円	6	三鷹市、調布市、東村山市 八王子市、町田市、多摩市
30円	4	羽村市、青梅市、福生市 昭島市
25円	2	武蔵村山市、東大和市
24円	1	小平市

（出所）各市ホームページの確認により作成。

ページや広報紙で紹介するので、他社にとっても減量の参考になる。

優良事業所の認定基準として組織的な取り組みを重視する事例として、町田市と調布市が挙げられる。町田市が優良事業所に贈呈する「まちだ3R賞」では審査基準として「組織的に工夫を凝らし取り組んでいること」を重視している。調布市の「エコ・オフィス」の認定基準にも、「社内にごみ減量や資源化を推進する委員会組織を設置している」が例示されている。

中小規模事業所も対象とする奨励的手法としては、小売店などを対象としたエコショップ制度がある。この制度は自治体が容器類の減量や回収などの取り組みを行う店舗を認定し、市民にアピールすることで、事業者と消費者双方の環境配慮行動を誘導する。近年は、食品ロス削減への社会的関心の高まりを受けて、飲食店を対象に「食べきり協力店制度」を開始する自治体が増えている。

表3 多摩地域事業系ごみ手数料値上げの減量効果（近年改定の9市）

市名（改定年月）	改定前年度	改定1kg単価	改定翌年度	減量率
府中市（2007.4）	14,329t	30円→42円	10,202t	-28.8%
東村山市（2008.4）	8,116t	25円→35円	6,139t	-24.4%
西東京市（2009.10）	8,935t	35円→38円	6,342t	-29.0%
日野市（2011.4）	6,588t	25円→42円	5,410t	-17.9%
武蔵野市（2013.4）	9,494t	20円→40円	6,272t	-33.9%
立川市（2014.11）	12,660t	30円→40円	11,035t	-12.8%
八王子市（2015.4）	39,066t	25円→35円	31,513t	-19.3%
町田市（2015.4）	28,157t	25円→35円	24,994t	-11.2%
多摩市（2016.10）	9,998t	25円→35円	8,418t	-15.8%

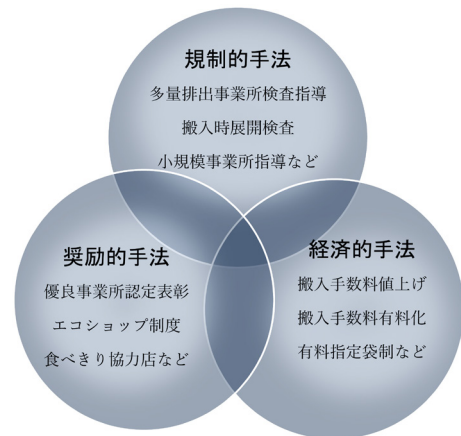
（出所）事業系ごみ量は「多摩地域ごみ実態調査」の持込量。

表4 優良事業所に対する認定・表彰制度（多摩地区）

市	制度名称
立川市	立川市ごみ処理優良事業所認定制度
武蔵野市	Eco パートナー認定表彰制度
調布市	調布エコ・オフィス
町田市	まちだ3R賞

（出所）図2と同じ。

図4 事業系ごみ減量手法の総合化イメージ



～まとめ～
多摩地域
事業系ごみ減量対策
の課題

今回の調査を進める過程で、多摩地域が家庭系ごみ分野だけでなく、事業系ごみ分野でも減量のトップランナーであることを確認できた。

しかし、残された課題も多い。一部排出事業所にみられる収集運搬許可事業者との月極定額契約や管理会社・テナント間一括契約の従量契約への見直し、多量排出事業所の組織的取組への支援強化、許可業者と連携した駅前通りなど繁華街店舗の排出マナー指導充実、飲食店を対象とした食品ロス対策への着手…などがすぐ思い浮かぶ。それらの課題に対応

するには、規制的手法、経済的手法、奨励的手法を組み合わせた総合的な対策の組み立てが必要とされる。そのイメージを図示すれば、【図4】のようになる。

総合的な施策展開には、排出事業所や許可業者などステークホルダーとの連携をこれまで以上に強固なものとするための行政サイドの取り組みが欠かせない。